

市町村の所得・世帯データの訂正に伴う年金生活者支援給付金の 簡易な請求書（はがき型）の追加送付等について（11月8日公表分）

令和元年10月1日から施行された年金生活者支援給付金制度に関しては、本年9月以降、市町村から提供された所得・世帯データを基に判定を行い、給付金の支給要件を満たしている方に対し、簡易な請求書（はがき型）を送付しており、随時返送いただいているところです。

これに関して、「市町村の所得・世帯データの訂正に伴う年金生活者支援給付金の簡易な請求書（はがき型）の追加送付等について（10月25日公表分）」（令和元年10月25日日本年金機構ホームページ掲載）において、個別に市町村に所得確認が必要であるため、別途判定を行うこととした方等について、所得確認を行ったところ、実際には支給対象ではないことが判明した方、新たに支給対象となることが判明した方、支給額が変更となる方が、下記の市町村別の内訳のとおり、28の市町村において合計645名いらっしゃいました。

なお、必要な方については、追加的にお知らせや請求手続に必要な書類をそれぞれお送りしています。新たに支給対象になることが判明した方については、請求手続に必要な書類を送付しており、そこに同封されている請求書（はがき型）を11月15日までに返送いただければ、1月からお支払いができます。

（市町村別の内訳）

市町村	支給対象ではないことが判明した方	新たに支給対象となることが判明した方	支給額が変更となる方
北海道根室市	31	0	0
北海道士別市	47	0	0
北海道名寄市	33	0	0
北海道富良野市	81	0	0
北海道広尾町	12	0	0
北海道当別町	1	0	0
北海道栗山町	18	0	0
北海道増毛町	13	0	0
北海道苫前町	6	0	0
北海道羽幌町	4	0	0
北海道日高町	42	0	0
北海道平取町	4	0	0
埼玉県富士見市	1	0	0
東京都江戸川区	11	0	3

市町村	支給対象ではないことが判明した方	新たに支給対象となることが判明した方	支給額が変更となる方
神奈川県川崎市	3	131	0
神奈川県横須賀市	0	114	0
神奈川県藤沢市	14	0	0
兵庫県姫路市	0	28	0
兵庫県尼崎市	0	12	0
岡山県備前市	1	0	0
徳島県小松島市	3	0	0
愛媛県大洲市	1	0	0
愛媛県西予市	2	0	0
愛媛県東温市	1	1	0
愛媛県久万高原町	7	0	0
愛媛県砥部町	7	0	1
愛媛県内子町	8	0	0
愛媛県伊方町	4	0	0